

柔道整復療養費のオンライン請求導入等について（中間とりまとめ） 参考資料

柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するワーキング・グループ

厚生労働省 保険局医療課

規制改革実施計画(抜粋)

令和4年6月7日閣議決定

Ⅱ 実施事項

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(3) 医療DXを支える医療関係者の専門能力の最大発揮

11 社会保険診療報酬支払基金等における審査・支払業務の円滑化

【e:引き続き検討を進め、令和4年度上期結論】

- e 厚生労働省は、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討するとともに、併せてオンライン請求の導入について検討を行う。

令和5年6月16日閣議決定

Ⅱ 実施事項

3. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

(2) デジタルヘルスの推進② ―デジタル技術を活用した健康管理、重症化防止―

9 各種レセプト関連業務のDX化に伴う見直し

【d: (前段) 令和6年度結論、(後段) 令和6年度検討開始、前段の検討結果を踏まえて早期に結論】

- d 厚生労働省は、柔道整復療養費について、オンライン請求の導入及び柔道整復療養費の請求が原則オンライン請求により行われるために必要な措置を検討する。
あわせて、柔道整復療養費に関するオンライン請求の導入に関する検討結果も参考に、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費について、オンライン請求の導入に向けた課題を検討し、早期に結論を得る。

ワーキング・グループにおける検討項目について

ワーキンググループにおいては、以下の検討項目に基づき、オンライン請求導入に関する論点を整理し、併せて実務的課題や技術的課題等について、整理・検討していくこととした。

1. 基本方針、業務フローについて

- ① 基本方針について
- ② 基本的事務フローについて
- ③ 審査のあり方について
- ④ 過誤調整の取扱いについて
- ⑤ 署名・代理署名の取扱いについて
- ⑥ 紙請求等の取扱いについて

2. システム基盤について

- ⑦ オンライン請求システムの構築について
- ⑧ 電子請求様式等について
- ⑨ 施術所管理について
- ⑩ 電子申請書（請求書）管理について

3. 費用負担等について

- ⑪ 予算及び維持経費等の見込みについて

4. 工程表の策定等について

- ⑫ オンライン請求システム開発スケジュール等について

参考 療養費支給に関する健康保険法の規定

健康保険法

(療養費)

第87条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2・3 (略)

「健康保険法の解釈と運用」平成29年度版（抜粋）

健康保険においては、疾病または負傷に対して、療養の給付、入院時食事療養費もしくは入院時生活療養費の支給または保険外併用療養費の支給を行うことが原則である。しかし、療養の給付等を行おうとしても行うことができない場合もあり、そのため、現金給付としての療養費支給の方法を認めたのである。

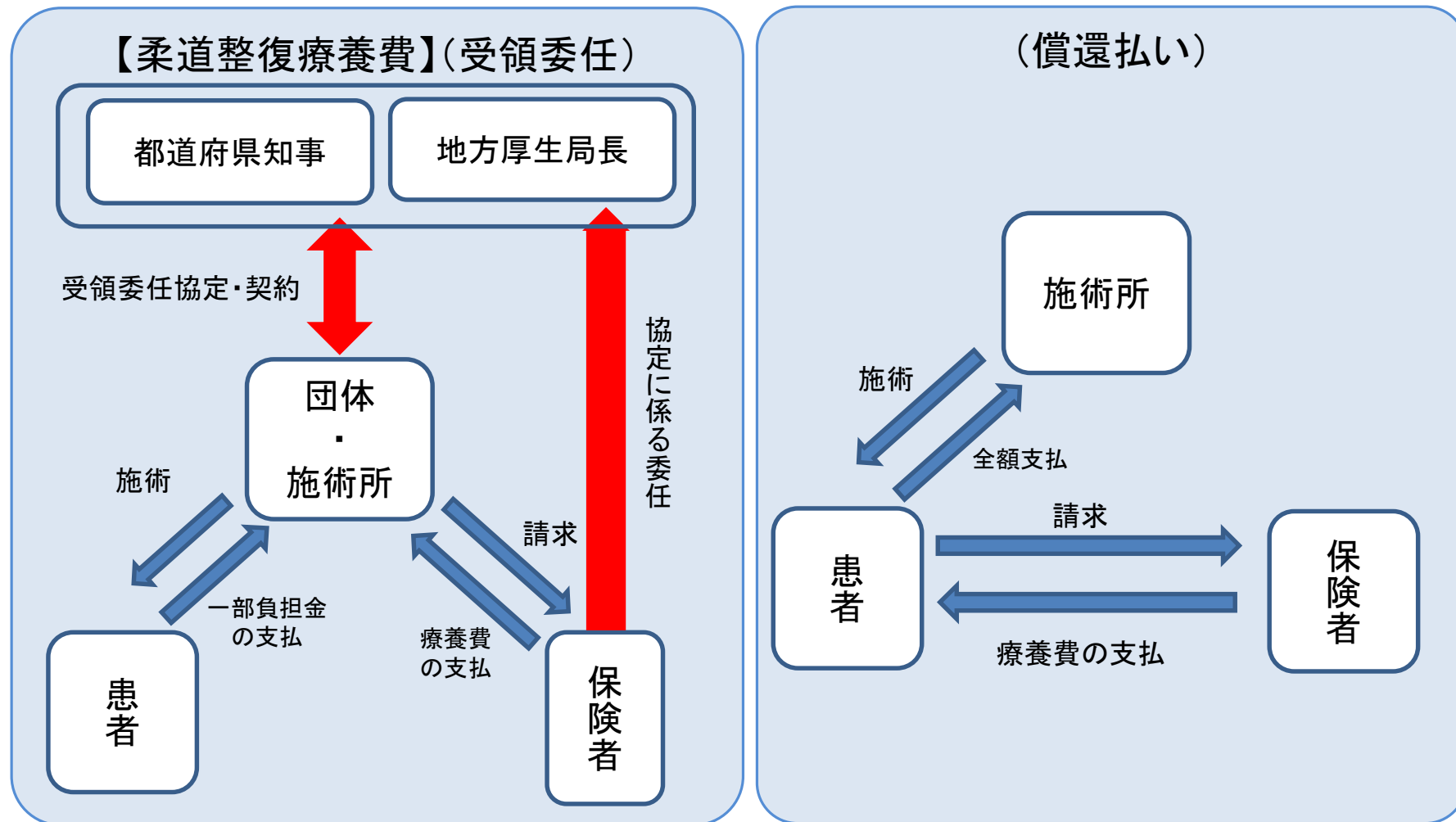
したがって、療養費の支給は、療養の給付等の補完的役割を果たすものであり、被保険者に、現物給付と現金給付との選択の自由を与えたものではない。保険者が療養の給付、入院時食事療養費もしくは入院時生活療養費の支給もしくは保険外併用療養費を行うべきであるが、これを行うことが困難であると認めたとき、または、保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給もしくは手当を受け、しかも、保険者がやむを得ないものと認めたときに限り支給されるものである。

療養費は、後払いの方式をとっている。これは、現金給付のため、概算払いをするときには、他の費途に流用するおそれがあり、あるいは病気と偽る者が生じるおそれもあるからである。

療養費の請求方法等の比較

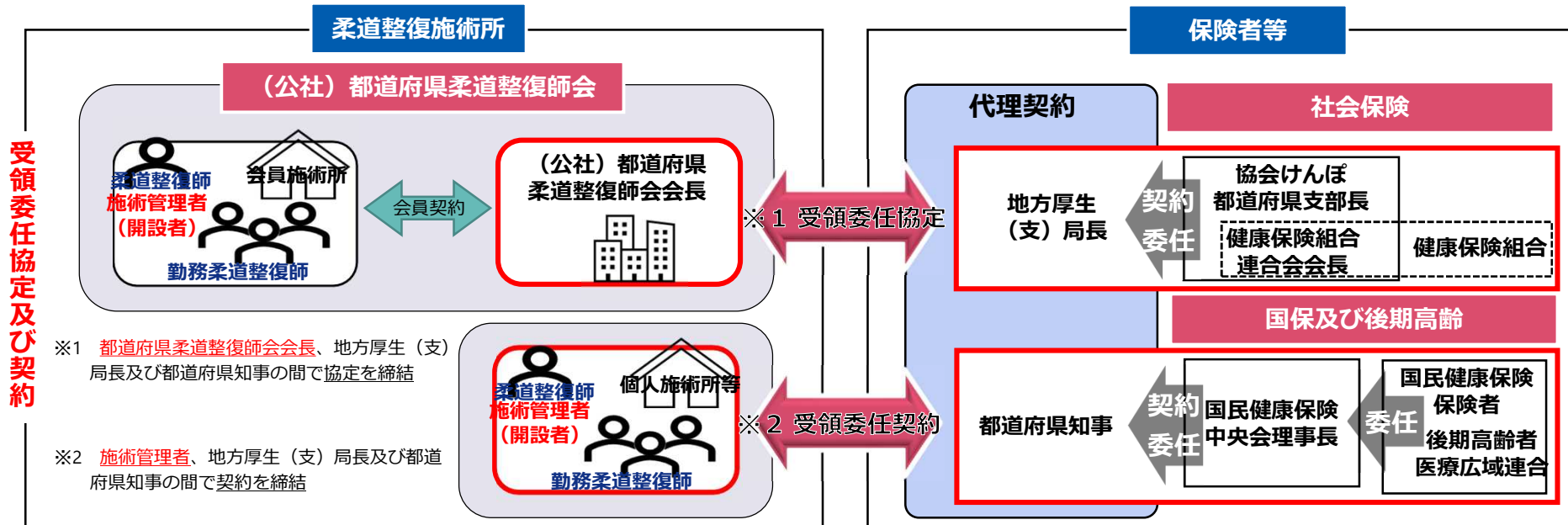
○ 療養費は、被保険者等が保険者に請求し支給を受ける償還払いが原則であるが、柔道整復については、例外的に、地方厚生(支)局長及び都道府県知事と協定又は契約を結んだ柔道整復師が、被保険者等から受領の委任を受け、被保険者等に代わって保険者に請求する形式が認められている。(受領委任形式:昭和11年から実施)

※ 被保険者等は一旦費用の全額を支払う必要がなくなり、一部負担金相当額のみを柔道整復師に支払うこととなる。

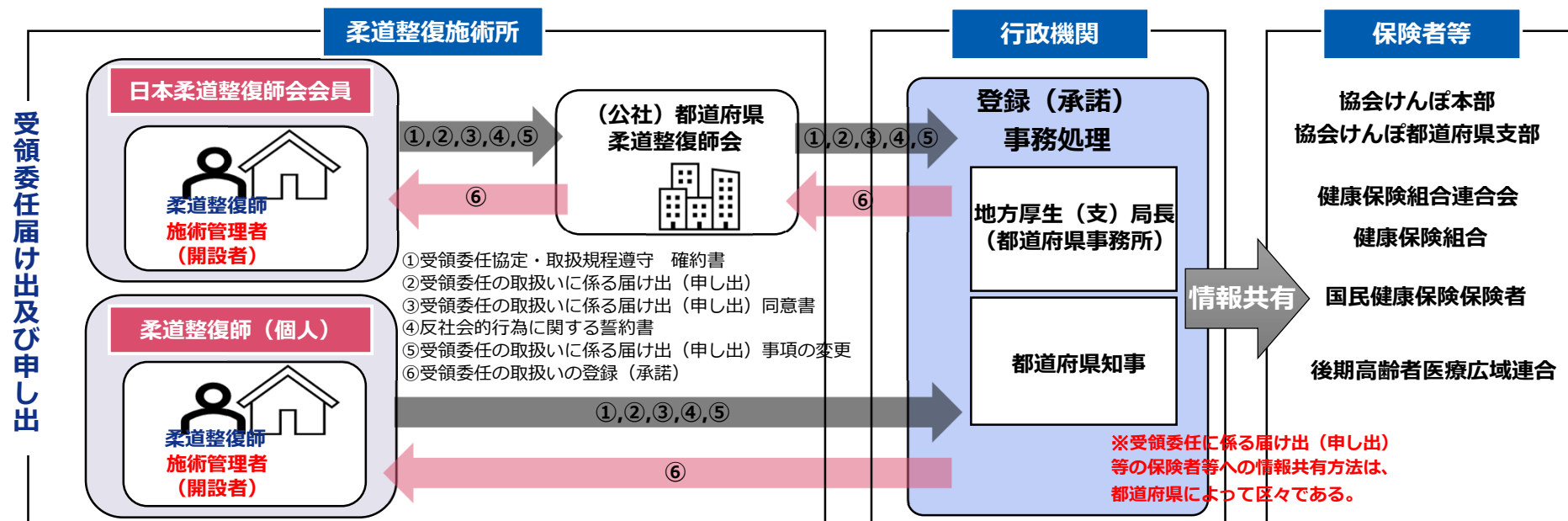


現行の柔道整復療養費の受領委任制度における登録事務フローについて

協定・契約体系

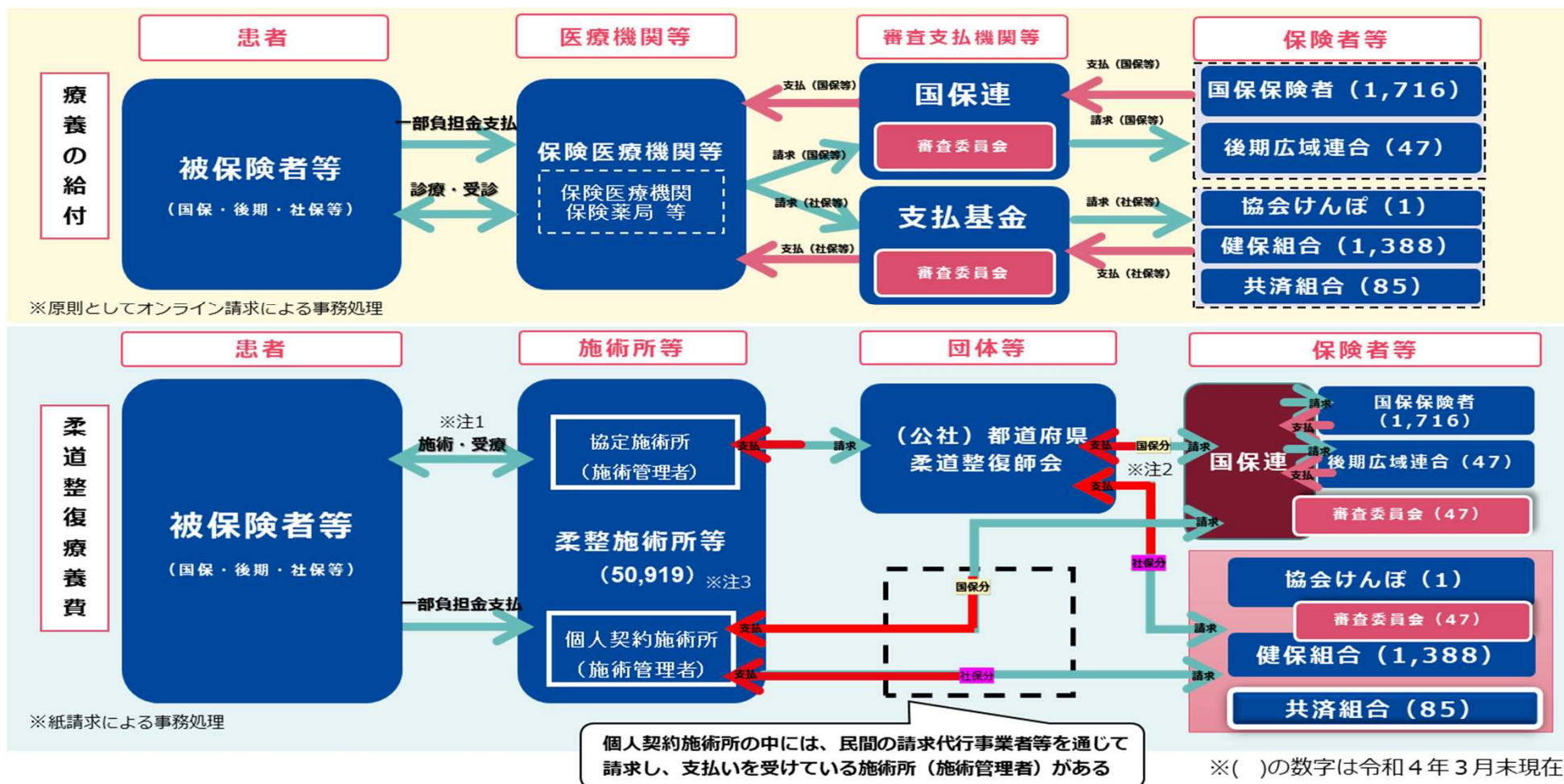


事務手続



療養の給付と柔整療養費に係る請求受付・審査・支払フローイメージ

- 療養の給付における診療報酬請求は、審査支払機関が全ての請求受付・審査・支払処理を行う事務フロー
- 柔整療養費における療養費申請は、協定と協定以外で施術所の請求先が異なる事務フロー



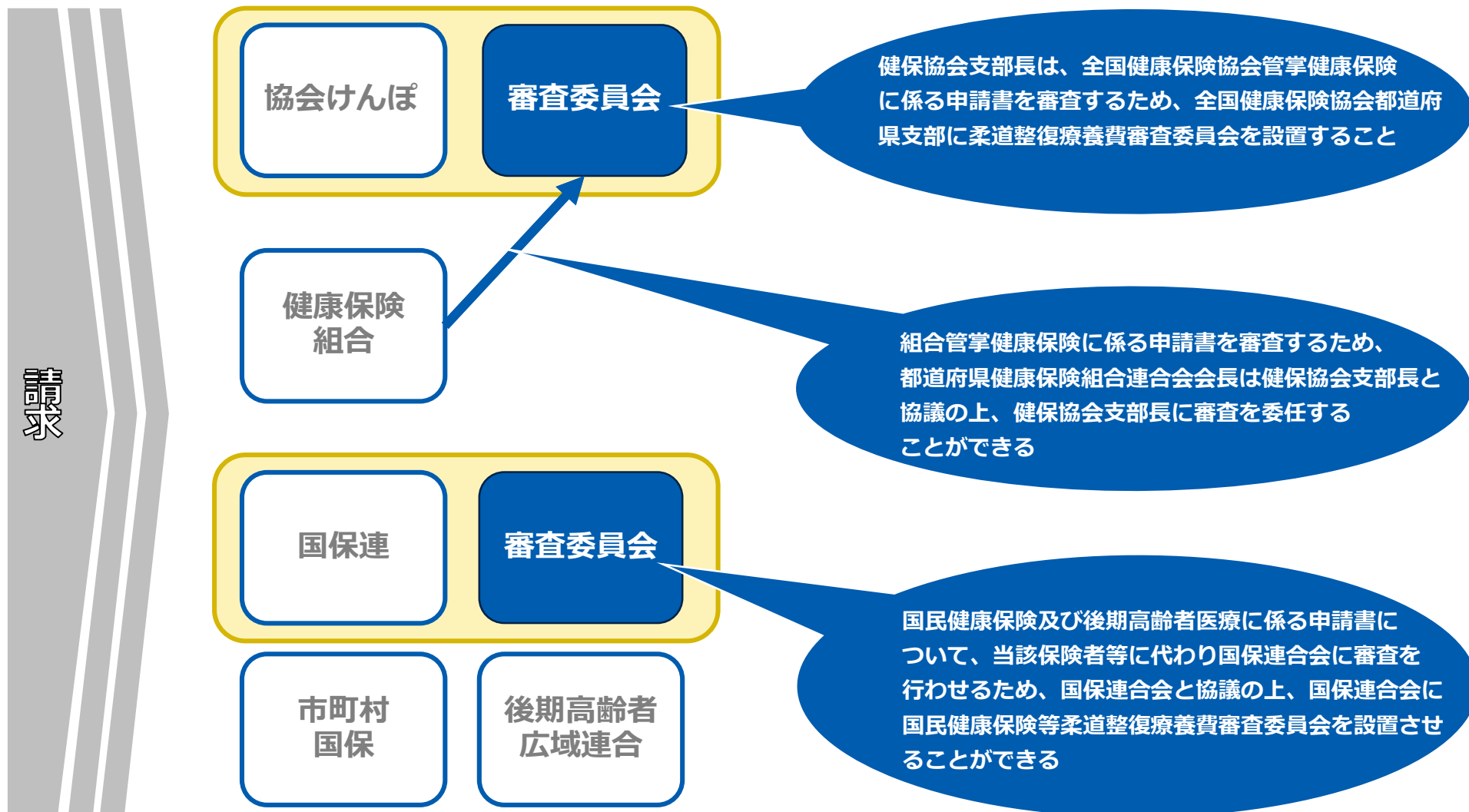
※注1 原則、上図の柔道整復療養費に係る請求・審査・支払フローは、受領委任協定及び取扱規程を届け出 (申し出) た施術所の事務フローである。

※注2 原則、柔道整復療養費の請求先及び支払元は、社保は保険者単位、国保は都道府県国保連 (一部の国保連を除く) 単位である。

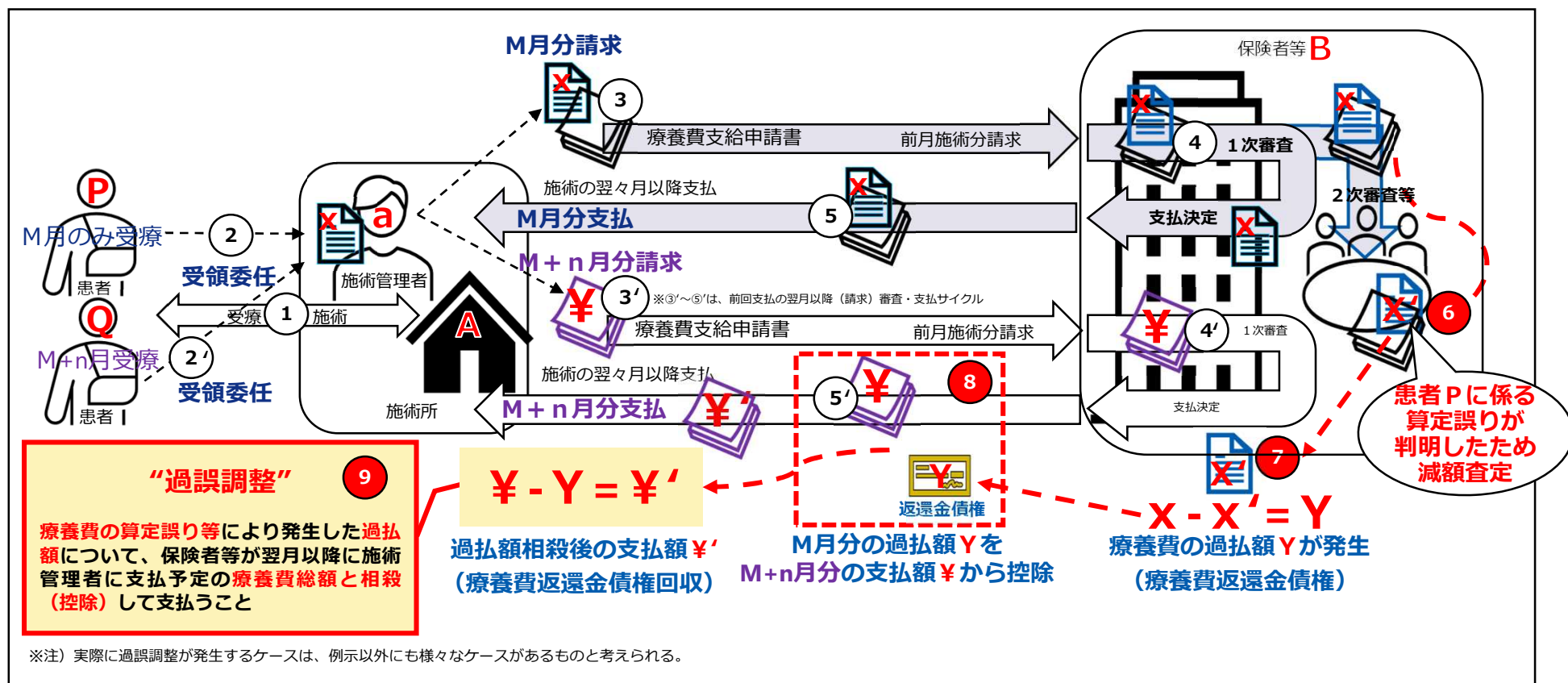
※注3 柔整施術所等の箇所数は、厚生労働省「保健・衛生行政業務報告 (衛生行政報告例)」の令和4年末の数字である。

現行の柔道整復療養費審査委員会の位置づけ等（イメージ）

柔整審査会は、健康保険法等の関係法令、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準、受領委任の規程等及び健保協会支部長、都道府県知事又は都道府県国民健康保険団体連合会理事長等が別に定める柔整審査会審査要領に基づき、療養費支給申請書の審査を行う。



現行の療養費受領委任制度において過誤調整を行うケース（イメージ）



- 施術管理者 a が保険者 B に請求した患者 P に係る M 月の療養費支給申請については、保険者 B により一度支給決定が行われ、施術管理者口座に療養費が振り込まれた
- その後、保険者 B の 2 次審査により、患者 P に係る療養費支給申請に算定誤りがあることが判明し、M 月の療養費に過払いが発生することとなった
- 患者 P に係る M 月の療養費については既に施術管理者 a への振込みが完了していたため、保険者 B は施術管理者 a に対する翌月以降の療養費支給決定額から、患者 P に係る M 月の過払い額を患者 P 以外の療養費債権と相殺（いわゆる過誤調整）して支払を行った

現行の柔道整復施術療養費支給申請書における署名方法等

◎柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）（平成11年10月20日 保険発第138号）

別紙 柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領（参考例）

6 受取代理人への委任の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人への委任」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からば印を受けること。

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

(様式第5号)

柔道整復施術療養費支給申請書

令和 年 月 日

保険者番号

被保険者番号

受取代理人への委任の欄

患者から受領委任を受けた場合は、この欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からば印を受けること。

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

支払機関欄	支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地払	預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段	金融機関 銀行 金庫 農協	本店 支店 本・支所	フリガナ 口座 名称 口座 番号	登録記号番号
	上記のとおり施術したことを証明します。					上記請求に基づく給付を受領方を左記の者に委任します。
施術証明欄	令和 年 月 日		所在地		住所(上記住所欄と同じ)	
	柔道整復師氏名		フリガナ		被保険者 世帯主 組合員 受給者 氏名	

患者が記入

柔道整復師が記入

この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入する事ができない場合には、代理記入の上、ば印してください。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(※は保険者使用欄)

3 施術証明欄

柔道整復師は、申請書に記載した施術の内容等を確認の上、「柔道整復師氏名」欄に記名すること。

オンライン請求システムの構築について（各制度における対応比較）

■ 国民健康保険団体連合会における対応例

No	主な対応例	医科・歯科・調剤 (診療報酬)	訪問看護 (療養費)	介護保険 (介護給付)		柔整
1	請求前ASPチェック	システムで実施	システムで実施	—		
2	受付・事務点検チェック	システムで実施	システムで実施	システムで実施		
3	コンピュータチェック	システムで実施	—	システムで実施		
4	紙資料の添付	画像化のうえ 電子請求と紐付け	—	—		
5	審査委員会における審査	システムで画面審査	紙帳票審査	出来高サービス以外分	紙帳票（リスト）審査	他制度等の対応例 を踏まえて検討
				出来高サービス分	紙帳票（レセ単位）審査	
6	一次審査返戻	システムで実施	システムで実施	システムで実施 (XML、PDF形式)		
7	保険者との連携	システムにより コード情報方式で提供	システムにより イメージ画像で提供	システムで実施 (CSV形式)		
8	過誤、保険者再審査申出	システムで実施	システムで実施	システムで実施 (CSV形式)		
9	医療機関（事業者）再審査申出	システムで申出 システムで画面審査	システムで申出 紙媒体で審査実施	システムで実施 (CSV形式)		
10	二次審査（過誤、再審査）返戻	システムで実施	紙媒体で実施	システムで実施 (XML、PDF形式)		

オンライン請求システムの構築について（各制度における利用回線比較）

制度・機関別	診療報酬・介護報酬等請求回線	オンライン資格確認システム回線
保険医療機関等	I P - V P N 又は I P sec+ I K E	I P - V P N 又は I P sec+ I K E
訪問看護ステーション		
特定健診機関等		
介護保険事業所等	インターネット回線	インターネット回線 (※介護保険事業所等は予定)
柔整施術所	他制度等の対応例を踏まえて検討	

- I P - V P N は、閉域（クローズド）ネットワークであり、インターネットを経由しない方式。
- I P sec+ I K E は、オープンなインターネット環境の中、通信経路を暗号化して送信することにより、I P - V P N と同様のセキュリティを確保。

現行の柔道整復療養費の受領委任制度における復委任の考え方について①

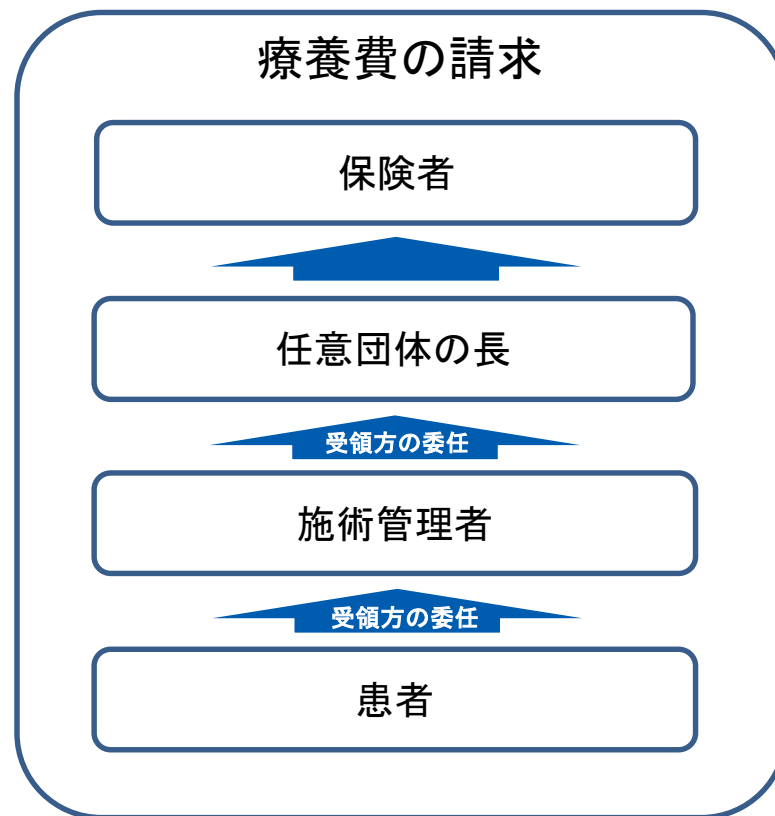
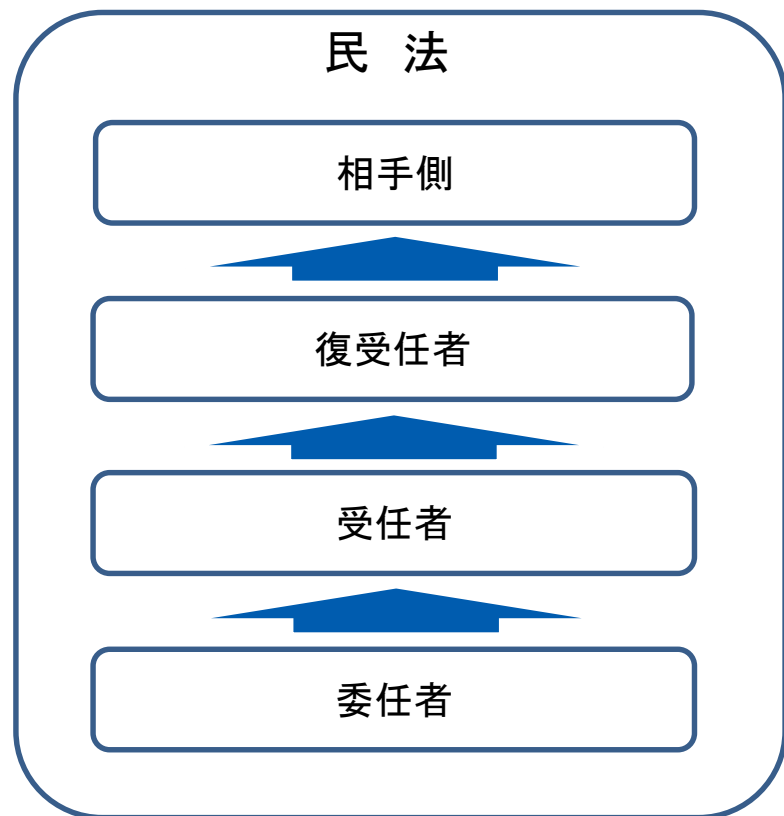
復委任は、民法第644条の2により、「本人の許諾を得たとき」又は「やむを得ない事由があるとき」に認められる

◎民法（明治29年法律第89号）

（復受任者の選任等）

第644条の2 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。



現行の柔道整復療養費の受領委任制度における復委任の考え方について②

◎「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」の一部改正について（平成22年11月29日 保発1129第3号）参考資料

				療養費の受領を再委任する場合は 施術証明欄のスペースに例示に準 じて記載				一部負担金								円
								請求金額								円
								※				保険者使用欄				円
支払 機 関 欄	支払区分	預金の種類	金融機関	本店 支店 本・支所				フリガナ	登録記号番号				登録記号番号がわかりやすいよう別 枠を設置			
	1:振込	1:普通	銀行					口座名称								
	2:銀行送金	2:当座	金庫					口座番号								
	3:当地払	3:通知	農協													
4:別段																
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術したことを証明します。												受取代理人の欄			
	平成	年	月	日	また、療養費の受領を〇〇〇〇〇〇会 〇〇〇〇会長（〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇号）に委任します。											
	所在地〒				（注）任意団体の長の 場合は住所又は所在地 まで記入											
	施術所 名称	電話	柔道 整復師 氏名													
上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。												高年齢者の使用に配慮し、氏名ス ペースを大きく確保。				
住 所（上記住所欄と同じ）																
被保険者																
世帯主 組合員 受給者																
氏 名																
この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入する事ができない場合には、代理記入の上、押印してください。																

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。（※は保険者使用欄）

◎柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について（その2）（平成23年3月3日付け 医療課事務連絡）

（問11）施術管理者が施術団体の長等に療養費の受領を委任する際の委任の記載例が示されているが、委任する場合と委任しない場合があり、2種類の様式でなく、今回の新様式1種類のみで対応できる方法はないか。

（問12）施術管理者が施術団体の長等に療養費の受領を委任する際の委任の記載例が示されているが、団体の長の氏名や住所は省略してもよいか。

（答） 下記記載例のように記載されたい。
 （記載例）

（答） 任意団体である場合は、患者及び保険者等が療養費の受領を委任した相手方である団体の所在を明らかにする必要があるため、省略はできない。

施 術 証 明 欄	上記	ことを証明します。	受取代理人の欄
		また、療養費の受領を〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇会長（〇〇市〇〇町〇〇番 〇〇号）に ① 委任します 2. 委任しません	
		↑ 該当部分に○を付ける	

柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するワーキング・グループ (令和7年3月12日現在)

(五十音順)

今泉 浩行	全国健康保険協会本部業務部業務第一グループグループ長補佐
佐藤 淳	国民健康保険中央会医療保険部請求支払業務課課長代理
澤 美杉	国民健康保険中央会企画部企画調査課課長代理
塚崎 康之	日本柔道整復師会保険部部員
仲間 力	スプラック・サービス・ジャパン合同会社公共政策統括部長
長島 公之	日本医師会常任理事
新田 秀樹	中央大学法学部教授
箱守 志農夫	日本柔道整復師会保険部部員
林原 崇浩	日本個人契約柔整師連盟理事
松田 能之	健康保険組合連合会政策部審査対策グループリーダー
森田 和彦	国民健康保険中央会審査部審査業務課長
(オブザーバー)	社会保険診療報酬支払基金